

通知預金

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし(ただし、7日間の据置期間が必要となる)
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・50,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻す(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要となる)
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用する ・解約時に一括して支払う ・付利単位を10,000円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができる
9. 中途解約時 の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻す
10. その他参考 となる事項	_____
11. 課税関係	個人については一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※マル優ご利用の場合は非課税 法人については総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
12. 預金保険	2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が
13. 想定されるリスク	信用リスク
14. 元本欠損リスク と要因	_____
15. 権利行使上の制限 中途解約の制限	_____
16. その他の説明事項	_____